

れば母子家庭になった理由は、死別が1983年の36%から2006年には10%に減少する一方、離婚は49%から80%に上がった⁵。「札幌市ひとり親家庭の生活と意識に関するアンケート」(2007年)によると、札幌市の児童扶養手当受給者は約19千世帯で、9割が離婚、7.5%が未婚によるものである。このように近年、離婚母子家庭が増える中で彼女等を支えている当事者団体であるといえる。

表1 東北・北海道地区の母子寡婦福祉連合会の会員数

		母子部		若年寡婦		寡婦		合計 人数
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	
社会福祉法人 北海道母子寡婦福祉連合会	2009年4月	1076	27.8%	500	12.9%	2300	59.3%	3876
	2010年4月	320	8.5%	800	21.3%	2641	70.2%	3761
財団法人 青森県母子寡婦福祉連合会	2009年4月	248	12.7%	-	-	1701	87.3%	1949
	2010年4月	215	12.0%	-	-	1573	88.0%	1788
財団法人 宮城県母子寡婦福祉連合会	2009年4月	378	15.6%	-	-	2046	84.4%	2424
	2010年4月	482	20.7%	-	-	1851	79.3%	2333
社会福祉法人 秋田県母子寡婦福祉連合会	2009年4月	357	17.8%	-	-	1647	82.2%	2004
	2010年4月	333	17.6%	-	-	1562	82.4%	1895
財団法人 山形県母子寡婦福祉連合会	2009年4月	314	29.6%	420	39.5%	328	30.9%	1062
	2010年4月	219	25.5%	366	42.6%	275	32.0%	860
社団法人 札幌市母子寡婦福祉連合会	2009年4月	728	60.9%	-	-	468	39.1%	1196
	2010年4月	717	59.6%	-	-	487	40.4%	1204

(2010年度 東北・北海道地区母子部長会議資料より作成)

* 母子部は20歳未満の子どもがいる者、北海道の若年寡婦は65歳未満、山形は70歳未満の者

表2 礼母連の会員数

年度	総会員数	母子会員		寡婦会員	
		人数	割合	人数	割合
1993	1,280	794	62.0%	486	38.0%
1994	1,253	677	54.0%	576	46.0%
1995	1,298	687	52.9%	611	47.1%
1,996	1,320	700	53.0%	620	47.0%
1,997	1,275	678	53.2%	597	46.8%
1,998	1,309	695	53.1%	614	46.9%
1,999	1,299	722	55.6%	577	44.4%
2,000	1,347	769	57.1%	578	42.9%
2,001	1,409	832	59.0%	577	41.0%
2,002	1,443	867	60.1%	576	39.9%
2,003	1,350	836	61.9%	514	38.1%
2,004	1,363	835	61.3%	528	38.7%
2,005	1,291	780	60.4%	511	39.6%
2,006	1,223	719	58.8%	504	41.2%
2,007	1,193	721	60.4%	472	39.6%
2,008	1,194	702	58.8%	492	41.2%
2,009	1,196	728	60.9%	468	39.1%

(事務局資料より作成)

第二に歴史的に見ても様々な事業を展開し、その中で母の就業支援を札幌連結成当時から積極的に行なっている点である。2010年現在、生活支援事業、調査研修事業、広報活動事業、児童の健全育成講座事業、奨学金給付事業、会員の交流事業、貸付金事業、就労対策事業、売店事業、そして指定管理業者として、札幌市母子寡婦福祉センター事業、母子生活支援施設札幌市しらぎく荘管理運営を行なっている。

調査は2009～10年にかけて札幌連事務局、理事長等に5回にわたってインタビューを行なった。また、事務局からは総会資料を始めとする様々な資料を頂いた。この場をかりてお礼を申し上げる。

1 札幌連の就労支援

1-1 札幌連結成以前の仕事作りと政策要求

札幌連は1959年に結成されるが、その前から戦後全国的に戦争未亡人とその子どもの福祉や経済自立を求める活動が行われていた。特に山高しげりを中心とする全国未亡人団体協議会（以下、全未協）は、1950年の結成大会で次のような決議をあげている⁶。

- 一 政府並びに国会に対して社会保障制度勧告中に含まれた母子年金等の速やかなる実施を要望する。
- 二 中央及び地方における授職、育英、住居等母子福祉に関する公私施設の拡充を要望する。
- 三 新聞、雑誌、ラジオ等報道機関に対し、未亡人問題に関する取扱の伸張公正を要望する。

この運動を受けて1952年には母子福祉資金貸付等に関する法律案が国会で可決され、貸付制度が整備される。彼女たちは児童扶養手当や母子家庭の母の年金問題への取り組みを進め、国会での立法、可決を進めた。

これらの政治的な要望を出すばかりでなく、地域では母と子どもが生活していくための就労の場が各地でつくられた。1948年に戦争未亡人である母子家庭の貧困を解決するべく鯉淵鉦子を中心として結成された未葦会（茨城県水海道町）は、袋貼り等の授産所づくり、食堂の経営、和裁、編み物、レース編みの内職の斡旋を行なっていた⁷。また、同じ頃滋賀県大津市で大津市未亡人会を結成した守田厚子も、下駄作りと販売、袋貼りや電気部品製作の内職、競輪場内での食堂経営、市役所内での食堂経営を行なっていた⁸。このような活動は各地で行なわれた。彼女等のモットーは全未協⁹のモットーである「我が幸は我が手で」であった。つまり、パターナルな福祉の対象であるだけでなく、母子家庭の母たち自らが決して女性が外に出て働く事に寛容ではなかった社会状況の中で、みずから地域の中で就労の場を創出し自立を求めた。このような活動は戦後各地で行なわれた。

1-2 札幌連の就労支援

札幌連の活動をまとめたのが表3である。1950年の全未協の結成には北海道からも代表が2名出席している。

表3 札幌連のあゆみ

年	●政策/札幌連のあゆみ	就業支援 (就労支援/○職業訓練に関する事項)	子育て支援
昭和25年 1950	全国未亡人団体協議会結成大会（北海道から2名参加）		
昭和27年 1952	●母子相談員設置（人口10万以上の市）		
昭和28年 1953	●母子寡婦福祉貸付金等に関する法律が施行		
昭和29年 1954	札幌市母子くらしの会発足		
昭和30年 1955	母子会6つへ 北海道母子福祉連合会設立	第9回国体を機に中島球場で売店設置	
昭和34年 1959	札幌市母子福祉連合会結成	中央卸売り市場内タバコ売店設置	
昭和36年 1961	●児童扶養手当法制定		
昭和39年 1964	●母子福祉法制定		
昭和41年 1966	社会福祉法人北海道母子福祉協会設立		
昭和42年 1967	定期総会59名参加 ●北海道母子家庭生活資金並びに結婚資金貸付事業開始（道母連） ●札幌市母子寡婦福祉貸付金制度開始	母子寮の母がカーネーション、ハンカチ物販	一泊温泉旅行
昭和43年 1968			一泊温泉旅行
昭和44年 1969	社会福祉法人札幌市母子福祉連合会設立のための総会 ●寡婦福祉貸付金制度実施 ●母子家庭介護人派遣事業制度新設		札幌連 定例レクリエーション 定山溪鹿の湯
昭和45年 1970	社会福祉法人札幌市母子福祉連合会設立 札幌連だより発刊		お母さん研修旅行 伊達太陽の園
昭和46年 1971	未加入母子との話し合い	札幌市本庁舎清掃業務受託（11-19階） 本庁舎たばこ自販機設置	一泊旅行 定山溪ホテル
昭和47年 1972	母子家庭生活資金等貸付業務受託 市長さんを囲む懇談会 未加入母子家庭懇談会	札幌市児童相談所清掃及び調理業務受託 身体障害者厚生相談所清掃業務委託	一泊温泉旅行 定山溪ホテル
昭和48年 1973	未加入母子家庭懇談会 ●母子家庭等医療助成制度（15歳未満の児童の入院医療費無料）	○自立促進対策事業受託開始、簿記講習会2回、タイプ講習1回	母子家庭レクリエーション 定山溪ホテル
昭和49年 1974	市長さんを囲む懇談会 ●母子家庭介護人派遣事業制度新設	○自立促進対策事業 和裁講習会2回（～平成9年まで）	
昭和50年 1975	●国が母子家庭介護人派遣事業開始	北海道母子寡婦福祉連合会より委託を受け、道営競馬場売店経営（昭和59年まで） 中央卸売り市場内売店打ち切り、8月より委託 札幌市給茶業務受託	
昭和51年 1976			札幌市より母子家庭介護人派遣事業受託開始
昭和52年 1977		○自立促進対策事業 調理師講習会開始	夏祭り協賛奨学金造成事業（ピアガーデン）開始
昭和53年 1978		清掃業務機械導入 ふれあい広場さっぽろの清掃受託 市役所庁舎10階も担当するようになる ○自立促進対策事業講習会修了者懇談会	奨学金を北海道新聞福祉基金へ請願

年	●政策/札幌連のあゆみ	就業支援 (就労支援/○職業訓練に関する事項)	子育て支援
昭和54年 1979	民生委員婦人部との話し合い	札幌市中央卸売市場内売店(2カ所)	
	●母子家庭等医療助成制度(中卒まで)の児童の通院及び母の入院医療費無料	札幌市肢体不自由児母子訓練センター 清掃業務受託	
昭和55年 1980	札幌市婦人問題連絡会議結成参加	労働大臣認定ビルクリーニング技能士 国家試験2名合格	第1回奨学生を励ます会
	札幌市母子福祉センター設置について 市に陳情	○自立促進懇談会 自立促進対策事業 簿記に上級コース、簿記3回、和裁2回、調理1回	札幌エルムライオンズクラブより奨学金
昭和56年 1981	札幌連事務局、婦人文化センターへ移転 母子相談員との研修会	○自立促進懇談会 婦人文化センター清掃受託	第1回札幌連奨学金贈呈式
	●母子福祉法を改正し、母子及び寡婦福祉法とする	札幌連自立促進和裁研究所開設(自立支援促進講座修了した者が3年間入所 清掃事業に主任制)	
昭和57年 1982	母子相談員との懇談会	西岡図書館、児童館清掃業務受託	母子及び父子家庭介護人登録者懇談会
		西老人福祉センター清掃業務受託	父子家庭介護人派遣事業委託開始
昭和58年 1983	生別母子アンケート調査実施		母子及び父子家庭札幌連ファミリーサービス事業開始
	母子相談員との懇談会		奨学生を励ます会
昭和59年 1984	北海道母子福祉連合会より独立	札幌市里塚斎場清掃業務受託	奨学生を励ます会
	社団法人札幌市母子寡婦福祉連合に改称 市議会に陳情 児童扶養手当について 母子相談員との懇談会	同じく売店、喫茶オープン 競馬場売店事業終了	
昭和60年 1985	民生児童委員連盟婦人部役員との懇談会	○自立促進研修会	第1回札幌市母子家庭大運動会
	母子相談員との懇談会		奨学金贈呈式
昭和61年 1986	●児童の医療費18歳に達した歳の年度末まで無料		高校教育費に対する調査
	母子相談員との懇談会	自立促進対策事業 ワークショップ開始 札幌市商工会議所附属専門学校	母と子の一泊旅行 洞爺湖
	会員の就労に対する実態調査	札幌サンブラザベットメイク・客室清掃業務受託	第2回札幌市母子家庭大運動会
昭和62年 1987	●国が一人暮らしの寡婦に介護人派遣事業開始	札幌市麻生総合センター清掃事業受託	奨学金贈呈式
	母子相談員との懇談会	札幌市西岡福祉地区センター清掃業務受託	第3回札幌市母子家庭大運動会
昭和63年 1988	会員の医療費に対する実態調査	和裁研究所で和裁2級技能士受験可能に	奨学金贈呈式
	第32回東北・北海道地区母子寡婦福祉研究集会	里塚斎場にそばコーナー開設	母と子の一泊旅行 洞爺湖
平成元年 1989			奨学金贈呈式
	札幌市社会福祉総合センター開設(事務局移転)	札幌市社会福祉総合センター清掃業務受託	札幌時計台ライオンズクラブ1日父親会
	札幌市母子寡婦福祉センター開設	相談コーナー、和裁実習室、OA室技能習得室、研修室、事務局、保育室	第4回札幌市母子家庭大運動会
平成2年 1990	母子相談員との懇談会	平岸プールに自販機2台設置	奨学金贈呈式
	●国が母子家庭等同居の祖父母に介護人派遣事業開始	札幌連授産事業=和裁研究所	第5回札幌市母子家庭大運動会
平成3年 1991	母子相談員との懇談会		母と子の一泊旅行 ニセコ
	母子寡婦福祉の実態調査		奨学金贈呈式
平成4年 1992	母子相談員との懇談会	札幌市手稲老人福祉センター清掃業務受託	第6回札幌市母子家庭大運動会
	福祉行政懇談会		母と子の一泊旅行 洞爺湖
平成4年 1992	○自立促進講習会に関する実態調査		奨学金贈呈式、奨学生増える
	子どもの教育費に関する調査	札幌市青少年センターの清掃業務受託	第7回札幌市母子家庭大運動会
	「児童扶養手当手の支給を高卒まで」 1万人署名札幌市に提出		奨学金贈呈式
			第8回札幌市母子家庭大運動会

年	●政策／札幌連のあゆみ	就業支援 (就労支援／○職業訓練に関する事項)	子育て支援
平成5年 1993	福祉行政懇談会	○自立促進対策事業 パソコン講座開設 年4回	母と子の一泊旅行 ニセコ
	特別相談事業懇談会	札幌市児童総合福祉センター清掃業務受託	奨学金贈呈式
	寡婦の生活実態調査	札幌市児童総合福祉センターに自販機1台設置	第9回札幌市母子家庭大運動会
	介護人懇談会 「児童扶養手当を高卒まで」署名を札幌市に提出		
平成6年 1994	介護人懇談会	○職業セミナー	母と子の一泊旅行 登別
	福祉行政懇談会	○就労指導セミナー	奨学金贈呈
	特別相談事業懇談会	和裁研究所から札幌連和裁教室	第10回札幌市母子家庭大運動会
	母子寡婦福祉制度について研修会 日本女性会議参加		
平成7年 1995	介護人派遣事業懇談会	○自立促進講習会 ホームヘルパー2級、洋裁講習会開始	母と子の一泊旅行 登別
	特別相談事業懇談会	○職業セミナー 2回	奨学金贈呈式、奨学生増える
	介護人研修会	○生業指導セミナー	第1回札幌市母子家庭スポーツ大会
	日本女性会議参加	○就労指導懇談会	
	●国が父子家庭に介護人派遣事業開始	札幌市保健医療部分室清掃業務受託 札幌市東老人福祉センター清掃業務受託	
平成8年 1996	第40回東北・北海道地区母子寡婦福祉研究集会	○職業セミナー	母と子の一泊旅行 夕張
	特別法律相談事業懇談会	○就労指導懇談会2回	奨学金贈呈式、奨学生増える
	介護人研修会	札幌連和裁教室から桜和裁へ	第2回札幌市母子家庭スポーツ大会
	日本女性会議参加		
平成9年 1997	特別相談事業懇談会	○自立支援講座、和裁講習会終了、建設経理事務士2、3級開講	母と子の一泊旅行 浜益
	日本女性会議参加	○就労指導懇談会 職業セミナー	奨学金贈呈式 第3回札幌市母子家庭スポーツ大会
平成10年 1998	介護人派遣事業懇談会	○就労指導懇談会2回	「ほりで一まむ」始まる
	日本女性会議参加	札幌市役所8、9階の清掃業務受託	生活支援サービス開始
		地下2階から8階までの給茶事業業務受託	母と子の一泊旅行 ニセコ
平成11年 1999			奨学金贈呈式 第4回札幌市母子家庭スポーツ大会
	『ネットワークング』（ミニコミ紙）発刊（平成12年まで）	○生業指導講座2回	ひとり親家庭クリスマスパーティ
	介護人派遣事業懇談会	○就労指導懇談会	母と子の一泊旅行 洞爺湖登別
	法律相談事業懇談会	○職業セミナー	奨学金贈呈式
	「子育て支援シンポジウム」報告ならびに懇談会	清田老人福祉センター清掃業務受託	第5回札幌市母子家庭スポーツ大会
平成12年 2000	介護派遣制度研修会		保育サポート講習会
	日本女性会議参加		
	さつぱれんホームページ開設	○ホームヘルパー2級講習会年2回へ	親子バスレク 砂川
	「ひとり親家庭のお母さん・小中学生実態調査」	○自立促進講習会 ビジネス能力検定講座（自主事業）、福祉住環境コーディネーター開設	母と子の一泊旅行 砂川
	母子家庭医療費助成制度の要望書市へ提出	○職業セミナー	奨学金贈呈式
	法律相談事業懇談会	○就労指導懇談会	第5回札幌市母子家庭スポーツ大会
	介護人派遣事業研修会	無料職業紹介所の開設	保育サポート講習会
日本女性会議参加	札幌市生涯学習総合センター清掃業務受託		ひとり親家庭のクリスマス会
	ボランティア研修センター清掃業務受託		
	○生業指導講座		

年	●政策／乳母連のあゆみ	就業支援 (就労支援／○職業訓練に関する事項)	子育て支援
平成13年 2001	法律相談事業講習会	○職業セミナー	母と子の一泊旅行 砂川
	介護人懇談会	就労指導懇談会・意見交換会	親子バスレク 砂川
	さつぼれんホームページ開設	○生業指導講座	奨学金贈呈式
	日本女性会議参加	●公共事業入札・契約適正化	ひとり親家庭のスポーツ大会
	●医療費助成制度に所得制限		ひとり親家庭のクリスマス会
			保育サポート講習会
平成14年 2002	法律相談事業懇談会	ひとり親家庭の就労支援事業(週2で職業紹介担当者が常駐)	母と子の一泊旅行 ニセコ
	介護人研修会2回	○職業セミナー	親子バスレク 砂川
	相談員研修会	○就労指導懇談会(ヘルパー修了者)	奨学金贈呈式
	日本女性会議参加	○生業指導講座	第8回ひとり親家庭のスポーツ大会
	●児童扶養手当法改正「5年以上受給の場合には減額」	○職場適応ガイダンス	ひとり親家庭のクリスマス会
	●母子寡婦福祉法改正 清掃事業の優先発注について立法化要請		託児者研修 家庭養育ヘルパー養成講座
平成15年 2003	札幌市母子家庭等就業支援センター管理業務受託・就業支援センター開設	市より母子家庭等就業支援センター事業受託	母と子の一泊旅行 定山溪
	法律相談事業懇談会	○職業セミナー2回	奨学金贈呈式
	介護人研修会2回	就労指導懇談会(ヘルパー修了者)	第9回ひとり親家庭のスポーツ大会
	相談員研修会	○自主事業パソコン実務講習	ひとり親家庭のクリスマス会
	日本女性会議参加	札幌市子育て支援センター清掃業務受託、自動販売機1台設置	「母子家庭日常生活支援事業」と名称改称
	北海道新聞社会福祉基金からデータ入力業務受託		
	札幌市夜間救急センターに自販機1台設置		
	桜和裁閉所		
平成16年 2004	乳母連創立50周年記念大会	○就職準備・離転職セミナー(4回)	親子バスレク 砂川
	随意契約による契約可能に	○自主事業パソコン実務講習	母と子の一泊旅行 キロロ
	第48回東北・北海道地区母子寡婦福祉研究集会		奨学金贈呈式
	日本女性会議参加		ひとり親家庭のクリスマス会
	●医療費助成制度非課税世帯除き1割自己負担導入		親と子のキャンプ(青少年野外教育財団との共催、日高)
	●国が介護人派遣事業が「母子家庭等日常生活支援事業」と改称 ●母子福祉団体が役務を提供する契約について、随意契約により契約可能		親子クッキングキャンプ(青少年野外教育財団、日高、6回)
平成17年 2005	母子自立支援事業	○札幌技術専門学院より「介護福祉事務科」325時間訓練受託20名受講18名就職	親子バスレク 旭山動物園
	母子自立支援プログラム策定事業受託	中央卸売市場の新青果棟オープン、新店舗	母と子の一泊旅行 ニセコ
	日本女性会議参加	麻生総合センター、手稲老人福祉センター清掃業務受託できず	奨学金贈呈式
			ひとり親家庭のクリスマス会 第9回ひとり親家庭のスポーツ大会 親と子のキャンプ(青少年野外教育財団との共催、日高)
平成18年 2006	児童扶養手当法改正反対の署名128600名	○札幌技術専門学院より「介護福祉事務科」325時間訓練受託20名受講15名就職	親子バスレク 砂川
	母子生活支援施設「札幌市しらぎく荘」受託		母と子の一泊旅行 日高・夕張
	札幌市母子寡婦福祉センターの管理業務委託		奨学金贈呈式
	日本女性会議参加		親と子のキャンプ(青少年野外教育財団との共催、日高)
			ひとり親家庭のクリスマス会 ひとり親家庭スポーツ大会

年	●政策／札幌連のあゆみ	就業支援 (就労支援／○職業訓練に関する事項)	子育て支援
平成19年 2007	●児童扶養手当法改正、「障害や疾病などで就業が困難な事情がないにもかかわらず、就業意欲がみられない者に限る」とし実質凍結	○札幌技術専門学院より「介護福祉事務科」325時間訓練受託20名受講16名就職	親子バスレク 砂川
	養育費特別相談開始	里塚斎場改修工事のため休業	母と子の一泊旅行 北湯沢
	日本女性会議参加		奨学金贈呈式
	平成18年度全国母子寡婦福祉大会		ひとり親家庭スポーツ大会 ひとり親家庭のクリスマス会 札幌ポブラライオンズクラブ円山動物園見学会
平成20年 2008	母子部立ち上げ	○札幌技術専門学院より「介護福祉事務科」325時間訓練受託20名受講	親子バスレク 砂川
	札幌市より母子家庭等養育相談業務受託	○実務講習会	母と子の一泊旅行 登別・室蘭
	日本女性会議参加	○就職準備・離転職セミナー	奨学金贈呈式
		里塚斎場改修工事のため休業	ひとり親家庭スポーツ大会
		札幌市長生園清掃業務受託	ひとり親家庭のクリスマス会
平成21年 2009	日本女性会議参加	○札幌技術専門学院より「介護福祉事務科」325時間訓練受託20名受講	親子バスレク 砂川
		○実務講習会	母と子の一泊旅行 登別
		○就職準備・離転職セミナー（3回）	奨学金贈呈式
			ひとり親家庭スポーツ大会 ひとり親家庭のクリスマス会

（『創立50周年記念誌』および総会資料より作成）

札幌では、全未協の結成に遅れて1954年にケースワーカーの梅田幸子为中心となり「母子くらしの会」が発足する。1955年に行なわれた国体を機に中島球場に売店を設置する事から「母子くらしの会」の就労先の確保は始まった。その後、1959年に始まった中央卸売市場の売店の経営は現在まで続いている。同じ頃、母子寮¹⁰に住む母子家庭の母たちは、内職として造花のカーネーションやハンカチを作って売ったそうである。1950～60年代の就労支援は売店の経営と内職が中心で、あまり大規模なものではなかった。

1-3 清掃業務受託による就労支援

(1) 清掃事業の進展

清掃事業とは札幌連が市から公共施設の清掃業務を受託し、母たちの就労の場を提供するものである。清掃事業の進展は表4の通りである。

1969年に札幌市役所の新庁舎の建設が始まり、その清掃事業を受託するために任意の組織ではなく1970年に法人格の認可を受け「社会福祉法人札幌母子寡婦福祉連合会」が設立された。これによって1971年には市役所11～19階の清掃事業を受託できた。札幌連独自の母たちの働く場が確保されたのである。

70年代はじめの清掃はポリッシャーといった機械も導入されておらず、掃除機にモップ、バケツ、雑巾を使った肉体労働であった。月2回は日曜日に出勤する「特別清掃」もあった。このため、腰痛を患う者も少なくなかった。しかしながら、この市役所の清掃事業受託の成果は非常に大きい。表4にみるように、1972年には児童相談所、身体障害者厚生相談所清掃業務を受託している。

この清掃事業が大きく伸長するきっかけとなったのは、1978年の清掃機械の導入であった。清掃担当の事務主任に新人が採用されたのをきっかけに、それまでの家庭的な掃除の仕方を見直し、清掃業者を呼んで講習会を行い、業界紙を読んで勉強を重ねるとともに、機械の導入を図った。このポリッシャーの導入は清掃事業の評価を高め、1978年11月には「ふれあい広場札幌」の清掃業務受託、さらには市庁舎10階も受託するようになった。10階は市長室などがある庁舎の「心臓部」と彼女らは考え、清掃事業に自信を持った。

翌1979年には、「労働大臣認定ビルクリーニング技能士国家試験」に2名の母が合格した。男性受験者が多い資格を母子家庭の母が取得したことも、その後の清掃業務受託に弾みを付けた。また、この資格を取得すると5000円（2010年現在）の資格手当がつく。この年には札幌市肢体不自由児母子訓練施設の清掃業務を受託した。

何時からかは不明であるが、清掃従事者の研修制度が導入されている。「登録清掃業者」の認可を受けるには従業者研修も必要事項となっている。これによって清掃事業を受注しやすくなり、また、働く母の職業能力開発にもつながる。以前はビルメンテナンス協会に研修を委託

表4 札幌連の清掃事業の展開

年	清掃事業に関する事項
1971	札幌市本庁舎清掃業務受託（11 - 19階）
1972	札幌市児童相談所清掃及び調理業務受託
	身体障害者厚生相談所清掃業務委託
1978	清掃業務機械導入
	ふれあい広場さっぽろの清掃受託（～06年） 市役所庁舎10階も担当するようになる
1979	札幌市肢体不自由児母子訓練センター清掃業務受託（～93年）
1981	婦人文化センター清掃受託（～03年）
	清掃事業に主任制導入
1982	西岡図書館、児童館清掃業務受託
	西老人福祉センター清掃業務受託
1984	札幌市里塚斎場清掃業務受託
1986	札幌サンプラザベットメイク・客室清掃業務受託（～88年）
	札幌市麻生総合センター清掃事業受託（～05年）
1989	札幌市社会福祉総合センター清掃業務受託
1991	札幌市手稲老人福祉センター清掃業務受託（～05年）
1992	札幌市青少年センターの清掃業務受託（～99年）
1993	札幌市児童総合福祉センター清掃業務受託
1995	札幌市保健医療部分室清掃業務受託
	札幌市東老人福祉センター清掃業務受託
1998	札幌市役所8、9階の清掃業務受託
	職員研修を開始
1999	清田老人福祉センター清掃業務受託
	主任会議開始
2000	札幌市生涯学習総合センター清掃業務受託
	ボランティア研修センター清掃業務受託
2001	公共事業入札・契約適正化
2002	清掃事業の優先発注について立法化要請
2003	札幌市子育て支援センター清掃業務受託
2004	母子福祉団体が役務を提供する契約について、随意契約により契約可能
2005	麻生総合センター、手稲老人福祉センター清掃業務受託できず
2009	札幌市長生園清掃業務受託

(総会資料より作成)

表5 清掃事業従事者研修内容（09年）

	内容	時間
1日目	I 作業従事者の心得	0.5
	II よごれの取り方	1
	III 洗剤の使い方	1
	IV 床維持材使い方	1
2日目	I 清掃の目的	1
	II 作業の安全と衛生	1
	III ビル清掃の基本作業	1.5
	合計	7

(札幌連資料より作成)

していたが、1995年ころから指導者がいれば企業内の研修ができるので、内部で行っている。研修内容は表5のとおりである。2009年には76人の従業者のうち48人が研修を修了した。

このように1980年代は清掃作業の機械化、主任制導入や研修制度によって就労する母たちの技能をアップし、清掃作業の受注先を拡大していった。

1981年には清掃事業に主任制を導入し、札幌連の事務局も移転した婦人文化センター、82年には西岡図書館、児童館、西老人福祉センターの清掃事業も受託するようになった。81～2年の受託先に広がりによって、新たに母子家庭の母20名を雇用する事ができた。84年には北海道母子福祉連合会から独立し、「社団法人 札幌母子寡婦福祉連合会」と改称し、札幌市里塚斎場の清掃業務も受託した。清掃事業の従業者と清掃委託料の推移は表6のとおりである。委託料は99年には2億6千万にまで達し、雇用者も120名を超えた。先に述べたように離婚母子家庭が全国的に増える中で、彼女らの就労先を札幌連として確保できた意義は大きい。

表6 清掃・給茶委託事業の従事者

	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年
常勤(人)	45	49	54	55	56	56	58	57	57	57	53
パート(人)	45	49	48	50	50	50	55	55	54	47	48
合計(人)	90	98	102	105	106	106	113	112	111	104	101
委託料(万円)	15441	18012	19540	21022	22048	22956	24775	25333	25478	26224	25608
	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
常勤	49	47	44	40	36	27	25	30	23	15	17
パート	72	80	78	82	76	72	64	60	49	58	59
合計	121	127	122	122	112	99	89	90	72	73	76
委託料(万円)	26079	24934	24361	23405	21084	20083	18786	16125	13071	13161	16035

(総会資料より作成)

1990年代までの順調な従業者数、委託料収入の拡大傾向に転機となったのは、2001年の小泉内閣による「公共事業入札・契約適正化」である。これによって札幌連の受託していた清掃業務も競争入札されるようになった。02年には札幌連としてこの政策の見直しを求め、清掃事業を優先受注できるよう立法化を求めている。04年には母子福祉団体が役務を提供する契約について随意契約により契約可能となったが、05年には麻生総合センターと手稲老人福祉センターの清掃業務の受託ができなくなった。06年にはふれあい広場札幌、03年には婦人文化センター清掃業務がなくなっている。表6のように01年以降、「常勤」、パートとも従事者の人数は減っている。委託料収入も09年には約1億7500万円にまで落ち込んでいる。

(2) 働く母の労働条件

2010年8月現在の清掃事業の従事者の勤務条件は表7のようになっている。人数は札幌市役所と社会福祉総合センター、児童福祉総合センターが多いが、その他にも1～2名が就労する小さな

表7 主な清掃事業の就労場所の従事者数、勤務時間（2010年8月）

就労場所	従業者数			勤務時間					
	常勤	パート	合計	勤務日	所定労働時間	年間勤務時間	勤務時間計	年間稼働日数	年間勤務日数計
市役所本庁舎	5	26	31	月～金	8	1896	1956	237	249
				第3土	5	60		12	
西岡図書館	1	1	2	日、月、金、土、祝、第2、4水	7	840	1956	120	244
				火、水、木、第2、4水除く	9	1116		124	
社会福祉総合センター	3	7	10	月～土	8	1952	1952	244	244
児童福祉総合センター	2	5	7	月～金	8	1896	1956	237	249
				第3土曜	5	60		12	
生涯学習センター	1	3	4	通年	7.5	1950	1950	260	260
里塚斎場	5	5	10	通年	7.25	1943	1943	268	268
西老人福祉センター		2	2						
東老人福祉センター	1	1	2	月～土	8	1952	1952	244	244
清田老人福祉センター		1	1						

(札幌連資料より作成)

就労場所も複数ある。職員は「常勤」とパートに別れる。「常勤」職員とは、雇用期間の定めない正規職員と、労働時間は正規職員と同じであるが委託事業のため毎年受注に成功するかどうか分からないため、1年雇用の嘱託職員に分かれる。2009年には後に述べる里塚斎場と中央卸売市場売店それぞれ2人とあわせて計21人の「常勤」職員が雇用されているが、このうち正規職員は5人、嘱託が16人である。パートには2時間～8時間のパートがある。ただし、人数の多い7時間パートは勤務場所によっては正規職員よりも年間勤務時間が多くなる場合も出てきている。

賃金はパートの場合最初の3ヶ月が時給700円、その後830円にあがる。「常勤」職員が退職した場合や新規の事業所から受託を受けた場合、パートから「常勤」へ転換できる。これは、前の職場の責任者の評価と役員の面接によって決まる。7時間パートから「常勤」に移るのは、比較的早く半年か1年で移れると役員は言っている。

清掃事業の従事者の年収は以下の通りである。

- ・常勤（責任者手当あり、勤続22年、手当4.4カ月、資格手当あり） 年327万円
- ・常勤（責任者手当あり、勤続14年、手当4.4カ月、資格手当なし） 年294万円
- ・嘱託職員（手当4.4カ月、勤続5年、他の手当なし、1年毎の更新） 年収230万円
- ・パート職員（7時間パート、手当35日分、勤続2年） 年収162万円
- ・パート職員（2時間パート、手当35日分、勤続3年） 年収54万円

就労する母は、最初短時間のパートから始め、徐々に勤務時間を延ばしていくことができる。また、「常勤」の中からさらに主任になる事もできる。技能の向上を目指す、研修や資格取得の機会もある。このような職業能力形成によって就労収入もアップし、数は少ないが生活保護受給を受けていた母親が自立できたケースもあるという。清掃事業を札幌連が受託することによって、母子家庭の母に貴重な就労の機会を提供している事は間違いない。

1-4 売店事業での就労支援

法人化の前から続いている就労支援は売店事業である。札幌連の結成当時から続く中央卸売市場での売店の経営はその後、現在まで続いている。表8のようにデータの残っている1988年以降2～4人の母の就労を可能にしている。しかしながら、90年代には1億5000万円程度あった売上げは現在1/3程度に落ち込んでいる。

表8 中央卸売市場売店事業の従事者

	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年
常勤(人)	2	2	3	3	3	3	3	3	3	3	2
パート(人)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
合計(人)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	4
売上げ(万円)	-	14546	14777	14574	14520	14421	15143	14940	15210	15555	15279
	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
常勤(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2
パート(人)	3	2	2	2	2	2	2	1	0	0	0
合計(人)	4	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2
売上げ(万円)	12632	7756	6906	6226	5899	4660	4045	4136	7559	5279	4970

(総会資料より作成)

1984年には札幌市の里塚斎場のオープンに伴い、清掃事業の他、喫茶、売店業務も始まる。里塚斎場では14名の母を雇用する事ができた。表9のようにデータの残っている1988年以降7～9人の母の就労を可能にしている。90年代は1億以上あった売上げは、近年1/3程度に落ち込んでいる。

表9 里塚斎場売店、喫茶、そばコーナーの従事者

	1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年
常勤(人)	8	8	8	8	8	8	7	7	7	5	4
パート(人)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3	3
合計(人)	9	9	9	9	9	9	8	8	8	8	7
売上げ(万円)	-	9346	10188	10666	11677	11942	12159	11599	11279	11143	11208
	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
常勤(人)	3	4	2	2	1	1	2	2	0	0	2
パート(人)	5	5	6	6	7	6	4	5	0	0	5
売上げ(万円)	10986	9741	8927	8180	7533	7332	7265	3780	0	0	3517

(総会資料より作成、2007、8年は改修工事)

また、清涼飲料水の自動販売機が出始めた1975年頃から様々な公共施設に設置し、収益を得ている。市役所にはタバコ自販機も設置し、そこから収益を得ている。

この他にも1975年～84年には最初北海道母子福祉連合会が行っていた北海道競馬場での貸布団と売店3カ所の運営を受託した。この売店事業はとうきびと卵を茹でて売ったり、弁当や飲料を

売る。貸布団は座布団を貸して1枚100円の賃料をもらうというものである。これらの事業の他にレース終了後の清掃も母たちの仕事であった。この売店等の事業で20名の母親の就労を可能にした。

売店事業も以上のように長年にわたり札幌連独自の母たちの就労場所を提供している。

2 職業能力開発

清掃業務受託を中心とする就労支援より遅れて1973年から自立促進対策事業として、札幌連が札幌市から事業を受託し、簿記講習会とタイプ講習会が始まる。講習会の進展は表10のとおりである。札幌連独自で雇用を創出する事業には限界があり、企業への就職を目指して母子家庭の母の職業能力を向上させる講習会が始まった。

表10 札幌連の自立促進講習会の展開

年	自立促進講習会に関する事項
1973	自立促進対策事業受託開始、簿記講習会2回、タイプ講習1回
1974	和裁講習会開始
1977	自立促進対策事業 調理師講習会開始
1978	自立促進対策事業講習会修了者懇談会
1980	自立促進対策事業 簿記に上級コース、簿記3回、和裁2回、調理1回
1981	婦人文化センターに事務局移転
	札幌連自立促進和裁研究所開設（自立支援促進講座修了した者が3年間入所）
1986	自立促進対策事業 ワープロ講習会開始 札幌市商工会議所附属専門学校
1987	和裁研究所で和裁2級技能士受験可能に
1989	札幌市社会福祉総合センター開設（事務局移転）
1993	自立促進対策事業 パソコン講座開設 年4回
1995	自立促進講習会 ホームヘルパー2級、洋裁講習会開始
1996	札幌連和裁教室から桜和裁へ
1997	自立支援講座、和裁講習会終了、建設経理事務士2、3級開講
2000	ホームヘルパー2級講習会年2回へ
	自立促進講習会 ビジネス能力検定講座（自主事業）、福祉住環境コーディネーター開設
2003	札幌市母子家庭等就業支援センター管理業務受託・就業支援センター開設
2005	札幌技術専門学院より「介護福祉事務科」325時間訓練受託開始

（総会資料より作成）

1970年代の講習会は、簿記、タイプといった女性の就労先である事務職に有利な資格と、やはり母子家庭の母が働く事の多い飲食サービス業で必要とされる調理師免許を受けるための講習、和裁の3つがあった。和裁、洋裁、調理の受講者数、講習時間は表11の通りである。また、2010年の講習会の内容は表12の通りである。

表 11 自立促進対策事業 講習会 実務系

		1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
和裁	回数	1	1	1	1	1	1	2															
	講習時間	140	140	140	140	140	140	140															
	参加人数	20	21	15	8	7	17	11															
洋裁	回数								1	1	1												
	講習時間								50	50	50												
	参加人数								19	9	6												
調理	回数	1	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	講習時間	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	50	50	50	50	50	50
	参加人数	24	35	56	45	40	19	19	30	30	28	29	32	26	30	30	26	31	23	20	22	15	25
	資格取得																			9	14	9	16

(総会資料より作成)

表 12 2010年度 就業支援講習会予定表

講習会名	講座数	期間・回数・時間数	講習時間・曜日	人数	広報さっぽろ掲載月	備考
ワード・エクセル 3級	第1回	4月6日～7月15日 28回70時間	9:30～12:00 火・木	20	3月	札幌ビジネスPC技能検定 3級資格取得目的
	第2回	4月6日～7月15日 28回70時間	18:15～20:45 火・木	20	3月	
	第3回	4月7日～7月14日 28回70時間	18:15～20:45 水・金	20	3月	
	第4回	7月21日～10月27日 28回70時間	18:15～20:45 水・金	20	6月	
	第5回	7月22日～10月28日 28回70時間	9:30～12:00 火・木	20	6月	
	第6回	7月22日～10月28日 28回70時間	18:15～20:45 火・木	20	6月	
	第7回	11月4日～2月24日 28回70時間	9:30～12:00 火・木	20	10月	
	第8回	11月4日～2月24日 28回70時間	18:15～20:45 火・木	20	10月	
	第9回	11月5日～2月25日 28回70時間	18:15～20:45 水・金	20	10月	
簿記3級	-	9月22日～11月19日 24回60時間	18:15～20:45 月・水・金	30	8月	全国経理教育協会 簿記能力検定 3級資格取得目的
調理師	-	5月18日～7月22日 20回50時間	18:15～20:45 火・木	30	4月	※実務経験2年以上証明が必要 調理師資格取得目的
福祉住環境 コーディネーター3級	-	5月7日～7月9日 10回25時間	18:15～20:45 金	30	4月	東京商工会議所主催検定 3級資格取得目的
ホームヘルパー 2級	第1回	6月21日～9月1日 24回143時間	9:30～16:30 月・水・金	30	5月	ホームヘルパー2級資格取得目的
	第2回	9月28日～3月24日 42回143時間	18:00～21:00 火・木	30	8月	※施設実習等は5日間(昼間)
社会保険実務	-	6月8日～7月8日 10回25時間	18:15～20:45 火・木	30	5月	社会保険の事務手続き(健康保険・ 労災保険・雇用保険など)
介護事務	-	7月16日～9月24日 20回50時間	18:15～20:45 火・金	30	6月	介護事務技能認定試験取得目的
医療事務	-	10月5日～3月11日 40回100時間	18:15～20:45 火・金	20	8月	※パソコン操作・文字入力ができる方 医科2級医療事務実務能力認定試験 取得目的

(札幌連総会資料より作成)

(1) 和裁

和裁は敗戦直後から戦争未亡人の授産事業の一つとして各地で取り組まれてきたが、札幌連では1974年に自立促進講習会として和裁を開講し、94年まで続いた。和裁は講習会だけではなく、81年には「札幌連自立促進和裁研究所」が開設され、講習会を終了した者がさらに3年間入所して技能を高める事ができるようにした。87年には、和裁2級技能士が受験できるよう新しい講師を迎え、89年初めて2級技能士が合格した。

同じく1989年には札幌連の事務局が福祉総合センターに移転するに伴い、和裁研究所も拡張された。81年には入所者8名であったのが、89年には20数名まで増えた。これに伴って、授産事業も開始し、単に和裁の技能を身につけるだけでなく就労の場が確保された。また、和裁2級技能士を取得したものが、自立促進講習会の講師を務める事もできた。このように和裁では職業訓練とその後の就労が関連を持つ事ができていた。

しかし、その後呉服の販売額の減少が続き、1994年には研究生も減少し授産事業も少なくなった事から札幌連和裁教室と名称を変更し、授産生も6名と規模は縮小した。1996年には「桜和裁」に名称変更、授産生3名となり、ついに2003年に閉所を迎えた。

(2) 事務系の講習会

表13 自立促進対策事業 事務系

		1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	
簿記3級*	回数	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	
	講習時間	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	90	70	70	70	
	参加人数	92	102	59	75	55	58	49	53	48	61	49	48	43	54	70	54	18	24	25	28	30	24	
	資格取得																			10	23	25	18	
簿記2級	回数																	1	1					
	講習時間																		70	70				
	参加人数																		25	14				
建築経理事務	回数											1	1	1	1	1	1	1	1					
	講習時間											70	80	80	80	80	80	80	80	80				
	参加人数											30	30	17	20	24	29	20	10					
介護事務	回数																				1	1	1	1
	講習時間																				45	50	50	50
	参加人数																				20	20	30	30
	資格取得																				17	19	18	11
医療事務	回数																				1	1	1	1
	講習時間																				90	90	102.5	102.5
	参加人数																				30	30	20	20
	資格取得																				2	4	7	6
講習会 社会保険実務	回数																		1	1	1	1	1	
	講習時間																			20	20	25	25	25
	参加人数																			40	40	39	30	30

* = 2003年までは「簿記講習」という名称（総会資料より作成）

事務系の講習会は表 13 のとおりで、簿記講習会は一貫して続いている。これは母子家庭の母が事務職を目指す事が多く、そのニーズに応えるためである。簿記 3 級の講習会は、週 3 回、2 時間半の夜間講座、28 回である。終了と同時に検定試験があるので働きながら受講する母には厳しいものであるが、人気は高い。

簿記の他にも建築経理や介護事務、医療事務、社会保険実務といった講習会も母たちのニーズに合わせて開講される。これらの科目の設定は札母連が検討を行う。

(3) 情報系の講習会

情報系の講習会は表 14 のとおりである。自立促進講習会に変化が生まれるのは、1989 年の福祉総合センターへの移転からである。この移転によって、先に述べた和裁研究所の拡充とともに、OA 技能習得室と研修室を自前で持てた事がその後の情報系の講習会を拡充する基礎になったと言

表 14 自立促進対策事業 情報系講習会

		1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
ワープロ	回数	1	4	5	6	7	6	6	6	6	6	6	4	4	4	3							
	講習時間	64	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70	70							
	参加人数	64	80	100	120	140	120	120	120	120	120	120	80	80	80	80							
3級*・エクセル	回数						4	2	2	2	2	2	4	4	4	4		5	5	7	8	8	9
	講習時間						35	70	70	70	70	70	70	70	70	70		60	60	62	65	65	65
	参加人数						79	40	40	40	40	40	80	80	80	80		100	100	140	160	160	160
	資格取得																			65	112	118	123
パソコン2級	回数															1							
	講習時間															77.5							
	参加人数															20							
ワード	回数																3						
	講習時間																65						
	参加人数																60						
エクセル3級	回数																4						
	講習時間																67.5						
	参加人数																80						
エクセル2級	回数																1						
	講習時間																77.5						
	参加人数																20						
2級 ワード・エクセル	回数																	2	2	2	1	1	
	講習時間																	70	70	70	70	70	
	参加人数																	40	40	34	20	20	
	資格取得																			12	14	7	
ワー ポ イ ン ト	回数																	2	2				
	講習時間																	52.5	52.5				
	参加人数																	40	34				

* = 2006 年「ワード・エクセル 3 級」は 4 回が 62 時間、3 回が 72 時間で開講 (総会資料より作成)
 ** = 1988 ~ 2001 年は「パソコン」、02 年は「パソコン 3 級」という名称で開講

える。86年に情報系の講習会の先駆けとなるワープロ講習会が始まるが、当時は札幌商工会議所附属専門学校を借りて行なわれた。表14のように事務職のOA化の進展とともに、開講科目も随時変更されている。情報系の講習会には根強い人気があり、講座の内容を年々変化させながら開講されている。2010年の講習会でも全18講座のうち9講座がワード・エクセル3級で占められており、根強い人気がある。

(4) 福祉系の講習会

表15のように福祉系の講習会は1995年のホームヘルパー2級の養成講座から始まる。2000年からは年2回の開講になり、現在も続いている。ヘルパーの他にも福祉住環境コーディネーター3級の講習会も行なっている。これは2000～03年札幌連の自主事業として行なわれたものであるが、04年からは自立促進講習会として行なわれている。

表15 自立促進対策事業 福祉系講習会

		1988年	1989年	1990年	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年	1997年	1998年	1999年	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
ホームヘルパー	回数								1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	講習時間								90	130	130	130	130	130	130	130	130	130	130	134	142	142	142
	参加人数								20	20	20	30	30	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
	資格取得																			60	60	57	53
ネットワー（自主事業） 福祉住環境コーディネーター3級	回数													1	1	1							
	講習時間													17.5	25	25							
	参加人数													45	40	33							
	資格取得																						
ネットワー 福祉住環境コーディネーター2級	回数																1	1	1	1	1	1	1
	講習時間																25	25	25	25	25	25	25
	参加人数																40	40	40	40	40	30	30
	資格取得																			21	23	17	23
ネットワー 福祉住環境コーディネーター2級	回数																1	1	1				
	講習時間																40	40	40				
	参加人数																40	24	20				

(総会資料より作成)

このように札幌連では自立促進講習会を数多く開講し、母子家庭の母の職業能力の向上を図っている。これらの講習会の特徴は、以下のようなになる。まず、第一に母子家庭の母にとっては、受講料が無料なので費用負担が少なく各講習会を受けることができる。これは政策として行われている事業なので可能となっている。負担が高い医療事務でもテキスト代9000円、検定料7000円で受ける事ができ、札幌ビジネスPC技能検定3級取得を目標とするワード・エクセル3級は、テキスト代3400円、検定料4100円で受講が可能である。このため、毎回定員を上回る応募があり、無作為抽選としている。ホームヘルパーは申込書に受講動機を書いてもらい、それによって施設に勤めており緊急性の高い者を受講させている。

第二に科目の設定において、札幌連の中で科目の設置について検討し、母子家庭の母のニーズを反映するようなシステムが作られていることである。受講生へのアンケートやハローワークの求人

票の分析を行っている。くわえて福祉住環境コーディネーターにみるように、はじめは自主事業であったものを、受講生の反応を見て正規の講習会に格上げする事ができている。

第三に講習会の際には必ず託児サービスが利用でき、子育て中の母が参加しやすい事である。これは札母連が保育室を持っているため可能となっている。2009年度には969名の利用があった。

第四に講習時間は表12のように夜間が多い。このため働いている母が利用できる。2010年の受講者の無職者比率は、簿記3級が受講施23人中7人、調理師が25人中4人、介護事務が30人中7人、医療事務が20人中6人、ワード・エクセルの夜間(4回)はのべ80人中12人、昼(2回)がのべ40人中23人と無職者が少なく、既に働いている者の職業能力開発の機会を提供している。

第五に修了者に対してのケアが行なわれていることである。近年、ピアカウンセリング¹¹が多様な場面で注目されているが、このような理論が提唱される前の1978年から講習会の修了生を集めた懇談会が始まり、現在でもこれはホームヘルパー2級講座の修了者に受け繋がれている。また、ホームヘルパー資格取得者については、福祉施設の担当者呼んで相談会を行ない、就労へ繋げようとしている。

3 職業紹介事業から母子家庭等就労支援センターへ

就労のための自立促進講習会は回数を重ねていったが、「資格を取得してもなかなか就労に結びつかないので、修了生からは、札母連で就職を斡旋してほしいとの声が多く」あった。そのため2000年12月に厚生労働省の認可を受けて、無料職業紹介を始めた。2001年度は専任の職員をおけなかったため、求職者108名に対し求人23社74名、採用は18名にとどまった。

2002年には社会福祉医療事業団からの補助金を得て、「ひとり親家庭の就労支援事業」を実施した。これによって週2回、11時から19時まで職業紹介担当者が求職者である母の相談を受け付ける事が可能になった。この担当者を雇用できた事によって、職場適応ガイダンス(年3回、「面接の受け方」)を行なったり、企業に札母連の後述の「ほりで一まむ」や「生活支援事業」を利用すれば、母子家庭の母が就労条件は整えられる事をPRできた。

この無料職業紹介は翌年、2003年札幌市の委託を受け「母子家庭等就業支援センター」として、これまで行ってきた自立促進講習会を含め、就職相談、職業訓練、職業紹介という一連の流れを持った事業に拡充される。就業相談と就職者の実績は表16のとおりである。これは、2002年の児童扶養手当法の改正、母子寡婦福祉法の改正によって、国の母子家庭に対する政策が就業支援に大きく舵を取り、札幌市でもそれに対応しなければならなくなったからである。

就業支援センター事業は五つの事業からなっている¹²。第一に就業相談事業である。これは求職者である母の就職に関する相談に乗るもので、2001年から続いている。札母連がセンター事業を受託する事によって、相談は平日12時～19時、土日祝日が10時～17時となっており、働く母も利用できるような配慮がなされている。また、この相談の際にも託児が利用でき、母は相談に集中することができる。第二は就業支援活動である。これは、地域の企業を担当者が訪問し求人開拓したり、母子家庭の母が就労した後のフォローを行なう。第三は、就業支援講習会であり、これはこ

れまで自立促進講習会として長年行なわれてきたものである。第四は、就職準備、離転職セミナーである。面接の受け方、履歴書の書き方と言った母子家庭の母にとってより実践的な内容の支援をおこなう。第五は特別相談事業である。先の法改正により、父親からの養育費の取り立てを援助する事が決定したため、この事業も始まった。

表 16 就職相談実績

年	就職相談状況 新規登録者	相談延べ人数	就職実績	内札幌母連求人 に対する就業者	支援センター への求人件数	募集人員
2004	378	2669	147	51	162	335
2005	515	3624	222	97	319	916
2006	750	7508	418	145	612	1210
2007	632	9731	331	126	704	1414
2008	692	9762	269	155	582	984
2009	685	7609	301	172	764	1238

(各年総会資料より作成)

このように最初は、札幌母連の組織の中で独自に始まった職業紹介事業が、専任スタッフを迎え、さらに就業支援センターへと拡充されることによって、現在の母子家庭の母の支援の大きな柱となっている。

4 子育て支援

母子家庭の母が安心して就業するためには、子育て支援も重要な事である。札幌母連の子育て支援は、大きく四つの事業がある。子育て支援事業の進展は表3のとおりである。

第一に取り組まれたのは親子のレクリエーション事業である。札幌母連の子育て支援は、まず、親子のレクリエーションや一泊旅行という形で始まった。1970年代に両親と子どもの核家族を典型モデルとするニューファミリーが台頭し、マイホーム主義が広がる中で、母子家庭におけるレジャーやレクリエーションの機会はあまり多くはなかった。その中で、旅行等が企画された事は当然といえる。この旅行は73年で一次終了するが、86年からは「母と子の一泊旅行」という事業で再開された。85年からは札幌市母子家庭大運動会（現在は「ひとり親家庭のスポーツ大会」）、2000年からは「ひとり親家庭のクリスマス会」も始まる。これらは会員のレクリエーション行事だけでなく、地域のひとり親家庭にも参加を呼びかけ、会員拡大の機会となっている。

第二は奨学金事業である。これは企業等からの寄付を募るだけでなく、1977年から毎年、札幌母連独自の事業として母たちが夏にビアガーデンの券を売り、その収益を奨学資金に充てている。くわえて贈呈式や奨学生を励ます会も行なわれている。奨学生の数は98～2002年の130名（札幌母連58名、72名企業からの奨学金）を最高に、10年には105名（同23名、82名）に減少している。しかしながら、この事業は札幌母連独自のものとして母子家庭の子どもたちの進学機会を広げている。

第三は日常生活支援事業である。1976年からは札幌市から家庭介護人の派遣事業を受託し、2004年には日常生活支援事業と名称変更するが、現在でも行なわれている事業である。この事業はひとり親家庭の親が就職・修学などの自立促進に必要な事由や、一時的な疾病など（一時的なも

のに限る)により日常生活を営むのに支障がある場合に数日程度、支援員を1時間150円で自宅へ派遣し必要な家事援助・介護等を行うものである。市民税非課税世帯は無料だが、所得制限がある。09年度の実績はのべ381件(母子家庭321件、父子家庭67件、寡婦2件)、237時間のサービスを提供している。加えて家庭に派遣される支援員に対しても年3回、研修や情報交換の場を設けている。

この日常生活支援事業を補完するものとして、1988年に札幌連の独自事業として「ほりで一まむ」と生活支援サービスを始める。

生活支援事業とは、日常生活支援事業が適用外、あるいは残業などで子どもの送迎が出来ない場合や夕食準備などの手伝いを必要とする親のための有料の生活支援サービスである。所得制限はないが、1時間800円(税込、19時以降は100円増し)と交通費実費がかかる。2009年には26件、32日、130時間のサービスが母子家庭によって利用されている。

「ほりで一まむ」は2009年で78件、のべ1509時間、246名が利用している。「ほりで一まむ」は休日託児事業で、社会福祉総合センターの保育室で子どもを預かる。着替えやおやつ、弁当は持参である。1時間340円、未就学児は+60円の費用がかかる。これが行なえるのは1989年に移転した社会福祉総合センターに保育室を確保した事が大きい。

第四には何度も行われている児童扶養手当制度に関する陳情や署名活動である。これは子どもの生活を安定させるための要求活動である。これにより2007年には改革案が凍結された。

以上のように子育て支援も母子家庭の母たちによって積極的に行われてきた。

5 まとめ

これまでみてきたように札幌連は様々な事業を通じて母子家庭の母の就業支援を行なっている事が明らかになった。

第一に清掃事業や売店事業という就労先の創出である。これは札幌連独自の事業として行なわれてきた。特に清掃事業は、札幌市の多くの公共施設からの受託に成功し、2000年まで多くの母親の就労の場を提供してきた。機械化や主任制導入、研修会の開催といった母たちの技能向上の取り組みもみられた。しかし、2001年以降は政策の変化により、受注が難しくなり、委託料収入も落ち込んでいる。

第二に母子家庭の母たちを対象とする自立促進講習会として行われる職業訓練による母子家庭の母の職業能力の向上である。これは国の施策として行なわれているものなので、事業自体に札幌連の独自性はない。しかし、その科目の設定に関しては、当事者である母たちの要望を札幌連を通じて反映させるシステムがとられている。

第三に職業紹介事業は札幌連が国の政策に先行して始め、その後国の事業として行われるようになった。独自事業だけではなく、より広い母たちの就労機会の確保につながっている。

第四に子育て支援としては、国の施策として行なわれる日常生活支援事業があり、それを補完する「ほりで一まむ」や「生活支援サービス」を札幌連として用意している。また、講習会や相談の

際の託児も可能となっている。また、札幌連独自の奨学金やレクリエーション活動、児童扶養手当に対する要請活動も母子家庭の子育てを支えている。

以上みてきたように、母子家庭の母は単なる福祉の受け手ではない。札幌連の寡婦たちは「自分たちは、お金をくれといった事はない。仕事が欲しいと言ったのだ」と言う。その精神は「我が幸は我が手で」という未全協のスローガンそのものである。独自に雇用の場を創出したり、国の制度をより実態にあったものへ改革したり（自立促進講習会）、国の政策に先行して事業を行ったり（職業紹介）、国の政策の足りない事を補完する（日常生活支援事業）といった札幌連の事業によって、母子家庭の母の就業支援はなりたっている。

しかしながら、問題がないわけではない。これらの事業のほとんどは、現在、ひとり親家庭の親ならば利用できるものである。2002年の児童扶養手当法の改正後、国のひとり親家庭への支援策は「就業・自立にむけた総合的支援策」に舵を取った。そのためにあえて札幌連に加入しなくても様々な事業が利用可能となっており、会への求心力にはなくなっている。

これに対して札幌連は2010年から子どもの学習支援事業として「まなとびあ」を始めた。これは小学校高学年から中学生を北海道大学教育学部の学部生、院生のボランティアが研修室を使って勉強を教えるという事業である。子どもたちから1回100円を徴収し、子どもたちが持ってきた教材をボランティアの学生が教える。塾への通学が一般化しているが、ひとり親家庭では経済的な理由で通塾率は低い。この事業は好評で、札幌連に加入していないひとり親家庭からも問い合わせが来ているという。このような形で会員のニーズにさらに新しい事業によって応えている。

今後も当事者団体として、国の政策とは異なったアプローチから母子家庭の母を支援して行く事が札幌連の事業として求められている。そして、研究の面からもこのような当事者団体の活動を評価し、政策に反映させる事が求められていると言えよう。

【注】

- 1 この論文の作成に関する調査は、本学の2009年度地域分析委員会研究費補助を受けた。
- 2 離婚による母子家庭、父と生計を同じくしていない児童（18歳未満）が育成される家庭の生活を安定させるとともに自立をうながし、児童の福祉の増進をはかる事を目的として、その母または養育者に支給される手当。2010年から父子家庭にも支給されている。母と子ども一人世帯の場合、就労収入等が年間130万未満の場合、月41,720円が支給され、収入に応じて減額される。年収365万円で支給停止となる。子ども二人目は月5,000円増額、3人目は3,000円が支給される。
- 3 国立情報研究所のGeNiiで検索しても、「母子寡婦福祉」に関する論文は無い（2010年10月11日）
- 4 「寡婦」とは、配偶者のない女子であつて、かつて配偶者のない女子として民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の規定により児童を扶養していたことのあるものをいう。『母子及び寡婦福祉法』
- 5 『朝日新聞』2008年7月2日
- 6 山高しげり『母子福祉40年』1977年翔文社136頁
- 7 鯉淵鉦子『母子福祉の道ひとすじに』2000年ドメス出版 第1章参照
- 8 守田厚子『生きてきた道 母子福祉ひとすじにあゆんだ女の人生』1995年ぎょうせい 第4章参照
- 9 全国未亡人協会は当初戦争未亡人の団体として組織された。しかし、GHQが軍国主義の復興につながるとして、一般の未亡人も含めた団体とするよう指導があり、戦争未亡人と一般未亡人を含めて未亡協は発足した。